

給与所得者異動届出書の記入例①【退職により普通徴収へ切替え】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

受付印 5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

整理番号

673-8686

明石 市町村民長  
令和 5 年 10 月 6 日 提出

明石市中崎1丁目5-1  
(株) 甲野商事

9876543210000

総務課 給与  
乙葉 花子  
078-912-1111

特別徴収番号  
4 年度  
宛番号

特別徴収番号  
5 年度  
宛番号  
0090123456  
0001

フリガナ アカシ イチロウ  
氏名 明石 一郎  
生年月日 元号 3 1 月 2 日  
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

特別徴収税額 (年税額) 49,200  
徴収済税額 (イ) 16,400  
未徴収税額 (ウ) 32,800

異動年月日 令和 5 年 9 月 30 日

異動の事由  
1. 転勤・転籍  
2. 退職  
3. 死亡  
4. 休職  
5. 長欠  
6. 支払少額  
7. 支払不定期  
8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法  
番号を記入  特別徴収継続  
 一括徴収  
 普通徴収 (本人が納付)

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。  
退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地名 フリガナ

【例】9月分まで特別徴収する場合  
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)  
(イ) 徴収済額 16,400円 (6月から9月分)  
(ウ) 未徴収税額 32,800円 (10月から翌年5月分)  
※ (ウ) の未徴収税額が普通徴収税額となります。  
普通徴収の税額通知は明石市から本人宛に送付します。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合)  
番号を記入  1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  
 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。  
徴収予定額 ((ウ)と同額) を右側に記入  
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入  1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。  
 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。  
 3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

4 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
5 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

- ※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
- ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
- ※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。

(明石市提出用)  
※ 退職日(イ)は、上の異動届出書(特別)に、死亡の日(イ)に給与支払義務者(個人別明細書及び経理簿)の提出が必要で、(イ)は、(イ)に記入してください。